

企業経営に資する知的財産契約

知的財産契約の創造権利化における戦略的整理方法 —知的財産契約における基本、応用、戦略を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

1. 知的財産の創造における基本、応用、戦略
 - 1-1 本項における、キーワード、キーポイント
 - 1-2 知的財産経営の考え方
 - 1-3 「産業技術力」、「技術経営力」を考慮
 - 1-4 戦略的知的財産経営における知的財産の創り込み
 - 1-5 知的財産経営における知的財産部門の役割
 - 1-6 知的財産経営における経営者の役割・責任
 - 1-7 企業経営に資する知的財産
2. 知的財産の権利化における基本、応用、戦略
 - 2-1 本項における、キーワード、キーポイント
 - 2-2 新技術創造の成果と知的財産権
 - 2-3 特許出願かノウハウキープか
3. 産学間の共同研究開発契約の課題
 - 3-1 産学間の共同研究開発の必要性和課題
 - 3-2 産学間の共同研究開発契約における基本、応用、戦略問題
 - 3-3 産学間の共同研究開発に関する知的財産問題
 - 3-4 産学間の共同研究開発契約に規定しておくべきポイント
4. 産学連携における重要課題
 - 4-1 不実施補償問題、単独ライセンス許諾権問題
 - 4-2 共同研究開発契約における諸問題
 - 4-3 契約当事者毎の契約実務
 - 4-4 共同研究開発契約におけるトラブル事案
5. 産学連携における基本、応用、戦略

まとめ

はじめに

企業経営の目的は、要するにシステマティックな事業評価に基づいて、経営戦略を常に更新・革新し、企業の再活性化を計り、継続企業（Going Concern）、持続的発達企業とすることである。そのためには、多くの場合、新知的財産創造の経営戦略において、知的財産を戦略的に選択、組合せて経営戦略に練り込む対応が期待されている。新知的財産創造の経営戦略においては、知的財産権制度が経済発展戦略として、創作に対し戦略的に独占排他権を認知し、創作者に経済的インセンティブを与え、結果としてイノベーション効果を奏するものであることを考慮して、企業経営に資する知的財産を考慮する。

また、知的財産権の取得、保有によって、市場への参入を早め、創業者利益（Pioneer Profit）を取得し、その結果、これらのサイクルによる市場における競争優位を確立し、ヘッドスターター（Head Starter）の機能を発揮する。更に、ナレジマネジメント（Knowledge Management）を可能にし、良い企業として評価され、持続的発達企業たることを可能にすることができる。結果的に、社会全体における資源配分も可能にすることができる。

新たな創造の成果は多様な知的財産・知的財産権に帰結する。知的財産・知的財産権とは何かについては、平成15年3月1日に施行された知的財産基本法第2条において知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」であり、知的財産権とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義している。

1. 知的財産の創造における基本、応用、戦略

1-1 本項における、キーワード、キーポイント

- ① 知的財産経営方針
- ② 知的財産基本規程
- ③ 創造、権利化、活用ごとの対応方針
- ④ 職務発明規程
- ⑤ 発明・知的財産提案規程
- ⑥ 共同研究開発契約規程
- ⑦ 知的財産評価基準
- ⑧ 知的財産、知的財産権、知的資産 仕分け
- ⑨ 総合戦略的対応、知的財産ミックス対応
- ⑩ 企業経営、知的財産経営、知的資産経営の対応
- ⑪ 知的財産報告書方針・規程・広告公表ルール
- ⑫ 知的財産の機能
- ⑬ 取締役規程、知的財産案件ルール
- ⑭ 知的財産ロビー活動、戦略提言
- ⑮ 知的財産部門・組織対応